

平成21年 6月15日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2005～2008

課題番号：17520447

研究課題名（和文） 隷属民・賤民の特質・変遷からみた日本古代社会構造の研究

研究課題名（英文） A Study on the Social Structure in Ancient Japan as Seen from Slaves and Dependent Peoples

研究代表者

榎本 淳一（ENOMOTO JUNICHI）

工学院大学・工学部・教授

研究者番号：80245646

研究成果の概要：「天聖令」、『唐会要』、『新唐書』など中国史料の基礎的研究を土台に、日唐の賤民制の比較研究を行い、特に官賤民の唐令規定の復原や、奴婢売買規定の比較分析による唐日奴婢制の特質解明において大きな成果を挙げることができた。その主要な成果は、上海と東京で行われた国際学会で発表すると共に、単著『唐王朝と古代日本』、共著の『日唐律令比較研究の新段階』及び『唐宋法律史論集』の出版により公表することができた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	1,000,000	0	1,000,000
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,500,000	300,000	2,800,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：律令制・天聖令・日本令・唐令・奴婢・官賤民・

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 1999年に北宋の「天聖令」が発見されたことにより、唐令の復原研究の新段階を迎えることになった。紹介された「天聖令」中にも賤民に関わる規定が少なからず存在したことから、従来以上に厳密に、かつ広範に日唐の賤民制の比較研究が可能になるものという見通しを得たことが、本研究を開始する大きな動機となった。

また、それ以前より、『新唐書』志類や『唐会要』抄本の史料的研究を行っていたが、これらの唐代制度史料の検討の結果、新たな唐令条文の復原、従来唐令復原研究の修正・補足を行うことができることが分かったと

いうこともある。このような史料研究の進展が本研究を始める上で重要な背景となった。

(2) 近年の日本古代史研究においては、社会の上部構造である政治制度や支配機構に関する研究は盛んであるが、下部構造の研究は停滞している。そのため、古代社会の理解が一面的になり、中世社会への移行・接続が不明確になっている。その端的な例として、古代と中世の時代区分が論者によって大きく異なっているということがある。従来は12世紀末の鎌倉幕府から中世が始まるとされたが、最近では11世紀後半の院政期から中世という見方が主流となり、更には9世紀

に中世社会の始原を見る考えも生まれている。このような混迷した研究状況を打破するためには、研究の立ち後れている賤民や隷属民という社会の下層から古代社会の構造を捕らえ直す必要があるのではないかと考えた。

(3) これまでの研究では、「奴婢＝奴隷」という固定的な理解がされてきているが、言葉とは歴史的に変化するものであり、同一の用語だからといって超時代的に、また超空間的に同一の意味をもつとは限らないだろう。中国の奴婢と古代日本の奴婢が全く同じ存在であると考え、事自体ナンセンスであり、日本国内に限っても古代と中世とは異なった意味内容であることを考えるべきであろう。奴婢や隷属民の時代的な違いを考慮することで、社会構造の変化を解明できるのではないかと考えた。

## 2. 研究の目的

(1) 3世紀の邪馬台国の時代から、中世社会への移行期と考える12世紀の院政時代に至るまでの、日本古代の隷属民（賤民も含む）の実態とその変遷、そして隷属民の身分編成の仕組み・特質について明らかにすることにより、古代社会と中世社会の違い、古代から中世への時代変化の原理を明らかにしたい。

(2) 日本古代の隷属民の特質を明らかにするために、日本の奴婢と中国唐代の奴婢の比較検討を行い、両者の異質性を具体的に解明する。日本古代の奴婢の実態・特質を明らかにすることにより、古代は奴隷制、中世は封建制（農奴制）といった固定的な歴史観の打破を試みたい。

## 3. 研究の方法

(1) 賤民・隷属民関係史料の調査・収集

①平成17年度

東京大学東洋文化研究所、東京大学史料編纂所、東洋文庫、京都大学人文科学研究所、東大寺図書館などに出張して、関係史料の調査・収集を行った。

②平成18年度

京都大学人文科学研究所、静嘉堂文庫、国会図書館に出張し、主に唐代制度史料の調査検討を行った。

③平成19年度

京都大学人文科学研究所、国会図書館に出張し、米国図書館所蔵の『唐会要』抄本の写真版について調査した。

④平成20年度

前年度までに調査した史料について、整

理・検討を加えた。

(2) 賤民・隷属民関係研究文献の収集・整理

①平成17年度

東京大学文学部図書館、東京大学中央図書館、東京大学史料編纂所、東京都立中央図書館などに出張して、関係研究文献を収集し、先行研究について検討を加えた。

②平成18年度

東京大学文学部図書館、東京都立中央図書館、国会図書館などにおいて、先行研究文献の収集を行い、研究史の検討を行った。

③平成19年度

東京大学文学部図書館、東京都立中央図書館などにおいて、先行研究文献の収集を行い、研究史の整理を行った。

④平成20年度

先行研究の整理・検討を行った。

(3) 実地調査

①平成17年度

奈良時代、官賤民が使役された平城宮内の宮内省官衙跡において実地踏査を行った。

②平成18年度

特に行わなかった。

③平成19年度

特に行わなかった。

④平成20年度

特に行わなかった。

(4) 関連研究会への参加

①平成17年度

「日唐律令比較研究の新段階」研究会に3回（7月2日→東京大学、9月10日→愛知県立大学、2月11日→九州大学）、「日本書紀を考える会」に1回（3月11日→成城大学）参加し、意見交換・情報収集を行った。

②平成18年度

「日唐律令比較研究の新段階」研究会に2回（5月20日→フォレスト本郷、1月27日→東京大学）、「日本書紀を考える会」に2回（7月8日→成城大学、12月23日→成城大学）、「内陸アジア出土文献研究会」に1回（9月2日→東洋文庫）参加し、意見・情報交換するとともに研究報告も行った。

③平成19年度

「日唐律令比較研究の新段階」研究会に2回（9月3日→京都大学清風荘、2月2・3日→強羅静雲荘）、「日本書紀を考える会」に1回（6月30日→成城大学）、律令制研究会に1回（7月2日→東京大学）参加し、意見・情報交換を行った。

④平成20年度

「日唐律令比較研究の新段階」研究会に1回（2月7日→九州大学）、「あたらしい古代史の会」に2回（4月5日→東京大学、6月

21日→早稲田大学)、「日本書紀を考える会」に2回(8月2日→成城大学、12月23日→成城大学)参加し、意見・情報交換を行った。

#### (5) 学会などでの研究報告

##### ①平成17年度

第55回東方学会総会シンポジウム(11月11日、日本教育会館)において、コメント報告を行った。

##### ②平成18年度

“唐宋时期的法律与社会”国際学術研討会(9月25日、上海師範大学)において、研究報告とコメント報告を行った。

「日唐律令比較研究の新段階」研究会(1月27日、東京大学)において研究報告を行った。

##### ③平成19年度

なし。

##### ④平成20年度

第53回国際東方学者会議シンポジウム(5月16日、日本教育会館)において、研究報告を行った。

また、「あたらしい古代史の会」(6月21日、早稲田大学)において、研究報告を行った。

#### (6) 論文・著書の公刊

##### ①平成17年度

書評論文1件と共著1件を公刊した。

##### ②平成18年度

なし。

##### ③平成19年度

共著1件と雑誌論文1件を公刊した。

##### ④平成20年度

単著1件、共著1件、書評論文1件を公刊した。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究の基礎となった史料研究の成果である論文「北宋天聖令による唐閩市令朝貢・貿易管理規定の復原」、「北京大学図書館李氏旧蔵『唐会要』の倭国・日本国条について」を収めた単著『唐王朝と古代日本』(吉川弘文館、2008年)を公刊することができた。

ひとつめの論文において、天聖令の性格を明らかにすることにより、宋令から唐令を復原する方法論を提示することができたことは大きな成果と考える。この研究に基づき、後述の奴婢売買関係の唐令を復原することが可能となった。

また、ふたつめの論文において、抄本系『唐会要』の史料的性格・価値を解明したことにより、従来通行している武英殿聚珍版本の不備を正し、抄本系『唐会要』奴婢条と『新唐

書』百官志中の官賤民関係史料との関連性を明らかにする道を開いたことも重要と思う。

上記の2論文以外にも、唐朝と古代日本の法制度比較研究に関する論文が含まれており、法制度上の賤民制を検討する上で役立つものと考えられる。

なお、『新唐書』志類の史料的研究の成果として、佐伯有清編『日本古代史研究と史料』(青史出版、2005年)収載の拙稿「『新唐書』兵志の軍制記事について」も挙げておきたい。

「天聖令」、『唐会要』、『新唐書』という唐代史研究の基礎史料について、その性格の一端を明らかにできたことは、唐代史のみならず日本古代史、東アジア史分野の研究に広く貢献できたものと考えられる。

(2) 新出の天聖令を利用して、唐日の奴婢売買に関する律令規定の比較研究を進展させることができた。天聖令によって、奴婢売買に関連する唐令規定を3条復原し、日本令の対応規定と比較することにより、唐と日本の奴婢売買が全く異なるものであったことを明らかにすることができた。すなわち、唐代において奴婢は外国からも輸入されるなど広く国内外で流通しており、完全に商品化されていた。それに対し、日本では奴婢の売買は国家が主導する限定的なものであって、奴婢はまだ商品化されていなかったと考えられる。それは、日本の奴婢が大化前代からの隷属民の系譜を引くものであったことに帰因することを指摘した。

また、唐代の西域における奴婢売買など外国からの奴婢輸入の実態と賤民制との関係を考え、外国奴婢の輸入無しには唐代の賤民制が成り立ち得ないことを明らかにした。中国では奴隷制の観点から賤民制研究が行われてきているが、礼制の観点からの研究視点を提示できたことは有意義であったと考える。

以上の成果は、第53回国際東方学者会議シンポジウム(2008年5月16日、日本教育会館)で口頭発表すると共に、「天聖令からみた唐日奴婢売買の諸問題」という論文にまとめ、大津透編『日唐律令比較研究の新段階』(山川出版社、2008年)に掲載された。

(3) 抄本系『唐会要』奴婢条と『新唐書』百官志の官賤民記事との関連性を明らかにし、唐令復原研究に寄与すると共に、唐代前半の官賤民制度の解明を行った。従来は8世紀の開元年間(713~741)の制度しか明らかにされていなかったため、それ以前の制度が大きく異なっていたことを解明したことは重要な成果であると考えられる。また、中国における唐代賤民研究では、これまで全く

利用されていない史料の重要性を認識してもらえたことも意義があったと考える。

以上の成果は、“唐宋時期的法律与社会”国際学術研討会（2006年9月25日、上海師範大学）で口頭発表すると共に、「《新唐書・百官志》中的官賤民記載」という論文にまとめ、戴建国主編『唐宋法律史論集』（上海辞書出版社、2007年）に掲載された。

（4）7世紀前後の日本社会について記述した『隋書』倭国伝の史料的な検討を行った。従来、『日本書紀』に比べ『隋書』の方が史料的価値が高いと考えられてきたが、『隋書』にも史料的な不備がある点を指摘し、『隋書』の記述を無条件に信拠すべきではないことを具体的に述べた。『日本書紀』と『隋書』に対する一種の思い込みを排することができた点、日隋関係史研究のみならず広く東アジア史研究に役立つことができたものと考ええる。

以上の成果は、「あたらしい古代史の会」（2008年6月、早稲田大学）で口頭発表すると共に、論文『『隋書』倭国伝の史料的性格について』（『アーリーナ』5号、2008年）にまとめ、公刊した。

（5）本研究中に進めた研究成果については、それ以前の関連研究と併せて、できるだけ早く研究書（単著）にまとめたいと考えている。出版社も決まっておき、遅くとも来年度中には刊行したいと考えている。

研究書にまとめるにあたっては、以下の論文を今後執筆する予定である。

- ① 唐日賤民の口分田支給について
- ② 唐日賤民の逃亡問題について
- ③ 日本古代の「ヤツコ」について
- ④ 唐日賤民研究の整理

上記の論文を通して、日本古代と唐代の奴婢の違いをより多面的にかつ鮮明に明らかにしたいと考える。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 榎本淳一「書評：金子修一著『隋唐の国際秩序と東アジア』、『史学雑誌』117編8号、pp89-96、2008年、査読有
- ② 榎本淳一「『隋書』倭国伝の史料的性格について」、『アーリーナ』5号、pp186-191、2008年、査読無
- ③ 榎本淳一「書評：池田温著『東アジアの文化交流史』、『日本歴史』690号、pp98-100、2005年、査読有

〔学会発表〕（計5件）

- ① 榎本淳一「遣隋使二題」、あたらしい古代史の会、2008年6月21日、早稲田大学文学部
- ② 榎本淳一「天聖令からみた唐日奴婢売買の諸問題」、第53回国際東方学会議、2008年5月16日、日本教育会館
- ③ 榎本淳一「唐関市令の朝貢・貿易管理規定の復原について」、「日唐律令比較研究の新段階」研究会、2007年1月27日、東京大学山上会館
- ④ 榎本淳一「《新唐書・百官志》中的官賤民記載」、「唐宋時期的法律与社会」国際学術研討会会議、2006年9月25日、上海師範大学
- ⑤ 榎本淳一「コメント：シンポジウム「日中律令制研究の現状と課題」」、東方学会、2005年11月11日、日本教育会館

〔図書〕（計4件）

- ① 大津透編、榎本淳一ほか『日唐律令比較研究の新段階』、山川出版社、pp183-198、2008年
- ② 榎本淳一『唐王朝と古代日本』、吉川弘文館、286p、2008年
- ③ 戴建国主編、榎本淳一ほか『唐宋法律史論集』、上海辞書出版社、pp22-31、2007年
- ④ 佐伯有清編、榎本淳一ほか『日本古代史研究と史料』、青史出版、pp225-241、2005年

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

なし

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

榎本 淳一 (ENOMOTO JUNICHI)  
工学院大学・工学部・教授  
研究者番号：80245646

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし